

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和6年9月13日（金） 10：01～10：10

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
欠 席 者：武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
岩 尾 信 行 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 4件
- 政令 1件
- 人事 2件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、森屋副長官から御説明申し上げます。

○森屋内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「高齢社会対策大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、加藤大臣から御発言があります。

次に、「日米地位協定」第2条に基づく、施設・区域の共同使用等について、御決定をお願いいたします。今回の案件は、長崎県佐世保市が工事のための作業用地として使用するため、赤崎貯油所の一部土地を共同使用するもの等、計7件であります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令の一部改正令」は、養護特別支援学校の建築に要する経費に係る国庫負担割合の嵩上げ期間を延長するものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、原子力委員会委員長上坂充外7名に、国際原子力機関総会日本政府代表等を命ずること等について、御決定をお願いいたします。

次に、橘逸夫外167名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。まず、「西岸地区における消防機材整備計画の実施のための贈与に関する書簡」をパレスチナとの間で交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、消防機材等の整備のため、約12億円を限度とする贈与について、取り極めるものであります。なお、先方との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

次に、「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府等との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、10か国、10機関に対する計28件、総額約218億円の贈与を行うものであります。個々の案件につきましては、先方との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、加藤大臣。

○加藤国務大臣：高齢社会対策大綱について、御説明します。本大綱は、高齢社会対策基本法に基づき、政府の高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針として、今後5年程度を見据え、策定するものです。本大綱においては、「年齢に関わりなく希望に応じて活躍し続けられる経済社会の構築」、「一人暮らしの高齢者の増加等の環境変化に適切に対応し、多世代が共に安心して暮らせる社会の構築」、「加齢に伴う身体機能・認知機能の変化に対応したきめ細かな施策展開・社会システムの構築」の3点を基本的な考え方として、各分野の基本的施策を盛り込んでおります。閣僚の皆様におかれましては、大綱に掲げた各般の施策に着実に取り組んでいただきますようお願いいたします。

○林国務大臣：次に、外務大臣。

- 上川国務大臣：バングラデシュにおける洪水被害に対し、水・衛生及び一時的避難施設などの分野で支援を行うため、100万ドルの緊急無償資金協力を行うこととします。
- 林国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、文部科学大臣。
- 盛山国務大臣：9月12日に京都市において開催された第15回日中韓文化大臣会合に出席してきましたので、御報告申し上げます。今回の会合では、日中韓3国の文化交流・協力の促進について合意する「2024京都宣言」を採択しました。同宣言では、将来世代を含めた文化交流をより一層推進するとともに、グローバルな公共財としての文化が持つ価値や役割を確認し、その向上に向けた連携強化等に取り組むこととしています。また、2025年東アジア文化都市として、日本の鎌倉市、中国の湖州市及びマカオ特別行政区、韓国の安城市が正式に決定されました。さらに、今年5月の第9回日中韓サミットにおいて、2025年及び2026年が3国の文化交流年とされたことを踏まえ、文化交流年に関する協力覚書を交わしました。あわせて、大臣会合の機会を捉え、中国、韓国の代表とそれぞれ2国間の文化交流・協力の推進に向けて意見交換を行いました。文部科学省としては、文化交流の推進に引き続き取り組んでまいりますので、各閣僚には、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。
- 林国務大臣：次に、国土交通大臣。
- 斉藤国務大臣：9月10日から11日にかけて、兵庫県神戸市で開催された第10回日中韓観光大臣会合に出席いたしました。この大臣会合では、ポスト・パンデミックにおける3国の観光の迅速な回復及びさらなる発展を目指すことを確認し、観光に関わるさまざまな分野における3国間の協力などについて議論を交わし、共同宣言文書に署名しました。また、来年の大臣会合は中国で開催することについても合意しました。更に、韓国・文化体育観光部の柳仁村長官、中国・文化旅游部の張政副部長と個別の会談を行い、充実した議論を交わすことができました。
- 林国務大臣：ほかに御発言はございますか。
無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

件名外案件

〔令和6年〕
9月13日 (金)

◎一般案件

資料
なし

- 西岸地区における消防機材整備計画の実施のための贈与に関する日本国政府とパレスチナ解放機構との間の書簡の交換について（決定）（外務省）
- 〃 ○無償資金協力に係る取極の締結（令和6年度第4次取りまとめ分）について（決定）（同上）

[○署名あり ☆署名なし]